

一般質問から

※ここに掲げている質問は、一般質問の一部を抜粋したものです。

民主・県政 県議団



田辺 一城 議員



原中 誠志 議員

田辺議員

健康寿命の延伸が実現できれば10年間で2兆円から5兆円の介護・医療費を削減できるとした厚生労働省の研究班の推計について、この推計を本県に当てはめるとどのくらいの削減が見込めるのか。

A 介護費については、この研究の計算方法を本県に当てはめて試算すると、10年間の累計で81.4億円となる。1年当たり約8.14億円で、本県の平成24年度の介護給付費約3,300億円の約2.5%に相当する。医療費の削減額は、試算に必要な要介護認定を受けている人の医療費の状況が把握できないため算出できない。県としては、今後とも、県民の健康寿命を延ばしていくため、健康づくりや介護予防の推進にしっかりと取り組む。その結果が、介護費と医療費の削減につながると考える。

原中議員 現在、県と福岡市では、都市公園である大濠公園

と舞鶴公園を、歴史・芸術文化・観光の発信拠点として一体的運用を図るための「セントラルパーク構想」を策定している。この構想における芸術文化施設の考え方と、今後の県立美術館のあり方について、知事の考えを問う。

A セントラルパーク構想では、県の能楽堂や福岡市美術館などの芸術文化施設間の連携を図り、その相乗効果を高めるとともに、さらなる芸術文化機能の充実を図ることとしている。一方、県立美術館については、老朽化などが課題となっており、現在、新しい県立美術館の整備を検討しているところである。今後、国や福岡市などと協議を進め、その結果も踏まえ、県としての方針を定めたいと考えている。

畑中議員 地方創生と地方分権との関連は。また、地方創生における県の役割は。

A 地方創生は、それぞれの地域の現状やニーズを踏まえ、少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけることを目的としており、その達成には地方の創意工夫が活かせる権限と十分な財源が必要だ。一方、地方分権改革は、地方が自らの責任と判断のもと、地域の実情に合った行政を実施できるように、国から地方への権限・財源の移譲を促進しようとするものである。地方創生の取り組みを進めやすくするものと考えている。県が地方創生を進めるにあたっては、県内市町村の現状やニーズ

を踏まえ、創意工夫を凝らして様々な施策に取り組む必要がある。市町村に対しては、各々の戦略策定についての支援が期待されていると考える。

堤議員 特別養子縁組を前提として、何らかの事情で実親が育てることができない子どもを産直直後から里親に委託する「愛知方式」への評価と、福岡県における導入について聞く。

A この取り組みは、実親が安心して出産を迎えることができ、里親側も自然に親子関係を紡ぐことができる、などの利点がある。一方で、実親の気持ちの変化や里親の養育意欲の低下が起る可能性もあるため、きめ細やかな対応が必要不可欠だ。新生児の里親委託については、望まない妊娠をした女性への支援の選択肢の一つとなるよう、まずは新生児委託に特化した里親研修の実施、ケースの選定や実親、里親、子どもへの対応に関する指針の策定、医療機関との連携体制づくりといった条件整備に取り組む。

A 県が管理している15のダム施設では、昨年度、約4千名の見学者を受け入れ、ダムへの理解や関心を深めていただいた。ダムに観光客を呼び出すべく、地元自治体をはじめ、様々な主体が主催し、牛頸ダムの大野城いこいの森ロードレース、日向神ダムの桜まつり健康マラソン大会及び油木ダムの桜ウォーキング大会などが開催され、多くの県民に参加いただいている。今後とも地元の主催者から相談があれば、管理者として積極的に対応する。ダムを観光資源として活用することについては、ダム及び周辺の観光資源の実態を調査し、その上でどんなことができるか、今後研究していく。

堀議員 複合施設や大学構内への期日前投票所の設置について。

A 他県において、スーパードーム構内などの施設に期日前投票所を設置したことで、選挙人の利便性が向上し、利用者数の増加が図られた事例があることは承知している。また、昨年の参議院選挙において、松山大学の構内に期日前投票所が設置された事例では、他の世代の投票率が低下する中、20代前半の選挙人の投票率が上昇し、投票率の向上に一定程度寄与したと考える。一方、設置にあたり、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所、設備及び十分な事務従事者の確保などの課題もある。今後、先進事例の効果や課題の解決に向けた取り組み等の情報を、市区町村の選挙管理委員会に提供し、取り組みの検討を促していく。

吉田尚正福岡県警察本部長の決意(二月十二日本会議 代表質問)



吉田福岡県警察本部長

暴力団の壊滅は、県民の切なる願いであり、県警察に対する強い期待である。

暴力団の壊滅に向けて

長年にわたる警察職員の真摯な取り組みはもちろん、特別派遣部隊をはじめとする全国警察からの応援、そして何より、県民の様々な支援・協力により、昨年は、暴力団対策上、かつてない成果を挙げることができた。加えて、福岡県議会等において「暴力団壊滅に関する決議」が可決され、暴力団排除機運は、これまでにない盛り上がりを見せている。

しかしながら、暴力団によると見られる凶悪事件が多数未解決のままであり、また、本県には全国最多の5つの指定暴力団が本拠地を有するなど、暴力団対策は道半ばである。

特に、五代目工藤会に対しては、トップ等の主要幹部多数を逮捕し、その組織基盤に大きな打撃を与えているが、未だ戦いは続いており、これからが正念場である。

県民に安全と安心を実感してもらうためには、発生した事件を早期に解決することはもとより、県民が被害に遭うことが無いよう、犯罪や事故の未然防止が最重要であると考えている。県警察としては、県民と協働して、安全な地域社会づくりを進めるとともに、暴力団の壊滅をはじめとする様々な治安課題に対して、あらゆる警察活動を強力に推進していく決意である。

政務活動費に関する事務処理要領の改訂(二月二十四日)

【趣旨】 県民にとって、より分かりやすく、かつ政務活動費の執行の透明性を高めるため、使途基準のさらなる明確化及び使途に関する説明の充実を図るもの。

【改訂の主な内容】 ● 自家用車を政務活動の目的で使用した場合の燃料代については、領収書の添付を必須とする。

● 広報・広聴費について、広報紙やホームページを作成する場合において、政務活動に関する情報の比率により按分して充当するものとする。

● 収支報告書及び支出証書類の提出の際、併せて、会計帳簿と、海外又は県外視察を行ったときは視察報告書を、広報紙等を作成したときは作成した広報紙等を提出するものとする。